社会福祉法人太田福祉記念会　太田指定居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人太田福祉記会が開設する太田指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所が提供する居宅介護支援は、介護保険法並びに厚生労働省令、告示の趣旨及び内容にそったものとする。

２　利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して支援するものとする。

３　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な福祉サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援するものとする。

４　指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第 8 条第 21 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

５　事業の運営に当たっては、市町村、法第 115 条の 39 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名　称　　社会福祉法人太田福祉記念会　太田指定居宅介護支援事業所

所在地　　福島県郡山市熱海町玉川字阿曽沢 11 番地 1

（職員の職種・員数・職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種・員数・職務内容は別表のとおりとする。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日　　月曜日～土曜日

（第２・第４土曜日、国民の祝日・休日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く。）

営業時間　午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分まで

（土曜日は午前 8 時 30 分～午後 1 時 00 分まで。）

（居宅介護支援サービス利用に当たっての留意事項）

第６条　事業者は利用者に居宅介護支援を提供する際には、あらかじめ、利用者又は家族等に対して居宅介護支援の内容及び提供方法、利用料等を、重要事項説明書で説明し同意を得るものとする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第７条　利用者の相談は原則として課題分析票を用いて、事業所内の面接室又は居宅で行う。

２　ケアプランの作成等は関係機関と連携し、会議は特別養護老人ホーム玉川ホームの会議室等で行うが、必要に応じ介護サービス事業所等で開催する。

３　職員は、月１回以上利用者の居宅を訪問し、要介護状態を正しく把握するとともに、適切な居宅介護支援の提供に努める。

４　利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

（虐待の防止に関する事項）

第７条の２　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（4）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、「虐待の発見・相談対応マニュアル」に従い、速やかに市町村に通報するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、郡山市、本宮市及び猪苗代町とする。

（秘密保持）

第９条　管理者並びに職員（職員であった者を含む。）は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する秘密は、いかなる場合においてもこれを他に漏らしてはならない。

（苦情処理）

第１０条　提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又は家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族等に対する説明記録の整備等の必要な措置を講じる。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第１０条の２　事業者は、利用者又はその家族等からの言動のうち、暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言など、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを 継続的に提供するため、組織として必要な措置を講じる。

（損害賠償）

第１１条　指定居宅介護支援の提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して速やかにその損害を賠償する。

（事故発生時の対応方法）

第１２条　指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行う等、必要な措置を講じる。

（その他運営に関する重要事項）

第１３条　職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるとともに、各種資格取得を推奨する。

２　この規程に定める事項の他、運営に関する必要事項は、社会福祉法人太田福祉記念会の理事会で定めるものとする。

附　則　　この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　　この規程は平成 15 年 5 月 23 日から施行する。
附　則　　この規程は平成 15 年 9 月 1 日から施行する。
附　則　　この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　　この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　　この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　　この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　　この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　　この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　　この規程は令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表

区分 / 職種	数	職務内容
管理者	1 （1）	事業所の職員及び居宅介護支援業務の管理並びに居宅介護支援の業務を行う。
介護支援専門員	3 以上 （1 以上）	居宅介護支援の業務を行う。

（　　）は、常勤で兼務。